

# 半 期 報 告 書

(第60期中) 自 平成19年 4 月 1 日  
至 平成19年 9 月 30 日

**因幡電機産業株式会社**

大阪市西区立売堀四丁目11番14号

(401363)

# 目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	3
3. 関係会社の状況	3
4. 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1. 業績等の概要	4
2. 生産、商品仕入、受注及び販売の状況	5
3. 対処すべき課題	6
4. 経営上の重要な契約等	8
5. 研究開発活動	9
第3 設備の状況	9
1. 主要な設備の状況	9
2. 設備の新設、除却等の計画	9
第4 提出会社の状況	10
1. 株式等の状況	10
(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) ライツプランの内容	12
(4) 発行済株式総数、資本金等の状況	12
(5) 大株主の状況	12
(6) 議決権の状況	13
2. 株価の推移	13
3. 役員の状況	13
第5 経理の状況	14
1. 中間連結財務諸表等	15
(1) 中間連結財務諸表	15
(2) その他	39
2. 中間財務諸表等	40
(1) 中間財務諸表	40
(2) その他	51
第6 提出会社の参考情報	52
第二部 提出会社の保証会社等の情報	52

[中間監査報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月19日
【中間会計期間】	第60期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	因幡電機産業株式会社
【英訳名】	I N A B A D E N K I S A N G Y O C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 守谷 承弘
【本店の所在の場所】	大阪市西区立売堀四丁目11番14号
【電話番号】	06(4391)1781（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 片山 良一
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区立売堀四丁目11番14号
【電話番号】	06(4391)1781（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 片山 良一
【縦覧に供する場所】	因幡電機産業株式会社 電材東日本事業部 （東京都江東区木場一丁目5番25号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第58期中	第59期中	第60期中	第58期	第59期
会計期間	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
売上高（百万円）	77,731	88,475	90,769	163,386	182,693
経常利益（百万円）	4,301	5,292	5,875	8,441	10,129
中間（当期）純利益（百万円）	2,487	3,047	3,256	4,914	5,788
純資産額（百万円）	56,209	60,397	64,272	59,841	63,415
総資産額（百万円）	101,610	106,352	109,798	107,712	115,151
1株当たり純資産額（円）	2,549.01	2,720.61	2,866.05	2,700.65	2,832.80
1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	113.36	137.64	145.48	217.77	260.77
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	112.40	136.59	144.82	215.53	258.98
自己資本比率（％）	55.3	56.8	58.5	55.6	55.0
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	2,029	3,063	3,785	△2,763	4,699
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△431	△557	△1,415	△763	△1,288
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△1,695	△2,021	△2,438	△1,602	△1,548
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高（百万円）	18,406	13,861	15,169	13,376	15,238
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]（人）	1,025 [129]	1,056 [127]	1,133 [132]	998 [129]	1,031 [139]

(注) 1. 売上高には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

2. 第59期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第58期中	第59期中	第60期中	第58期	第59期
会計期間	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
売上高（百万円）	76,658	87,486	89,684	161,015	180,587
経常利益（百万円）	4,279	5,256	5,846	8,358	10,043
中間（当期）純利益（百万円）	2,480	3,026	3,241	4,733	5,746
資本金（百万円）	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120
発行済株式総数（千株）	25,486	25,486	25,486	25,486	25,486
純資産額（百万円）	55,803	59,753	63,585	59,250	62,741
総資産額（百万円）	100,680	105,064	108,453	106,346	113,786
1株当たり純資産額（円）	2,530.58	2,693.42	2,837.39	2,673.97	2,804.68
1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	113.01	136.72	144.80	209.53	258.87
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	112.05	135.68	144.14	207.37	257.09
1株当たり配当額（円）	—	—	—	100.00	115.00
自己資本比率（％）	55.4	56.9	58.6	55.7	55.1
従業員数	931	971	1,038	911	945
[外、平均臨時雇用者数]（人）	[119]	[115]	[117]	[123]	[125]

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第58期及び第59期の1株当たり配当額には、特別配当25円を含んでおります。

3. 第59期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
電気機器事業	654（70）
産業機器事業	179（23）
空調配管事業	190（27）
その他の事業	6（3）
全社（共通）	104（9）
合計	1,133（132）

（注）1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（嘱託社員・パートタイマー）は（ ）内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数（人）	1,038（117）
---------	------------

（注）従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（嘱託社員・パートタイマー）は（ ）内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。

### (3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、堅調な企業収益を背景に設備投資の増加や雇用環境の改善による個人消費の回復など、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社グループの係わる電設資材業界は、6月の改正建築基準法施行以降、建築確認申請の手続きが厳格化されたことにより、建築着工件数が大幅に減少するなど業界全体に先行きの不透明感が高まりました。

また自社製品の係わる空調業界は、メーカー各社が高機能エアコンを積極的に市場投入しているものの、全国的な梅雨明けの遅れが影響し、平成19年度上半期のルームエアコンの国内出荷台数が474万台（前年同期比2.8%減）となりました。

このような情勢のなか、当社グループは中長期的経営戦略に則った積極的な営業活動及び機動的な市場対応を展開し、素材価格高騰に対応した販売価格の上昇、収益性の高い自社製品の拡販、事業全般にわたるコスト削減などを推し進めました。

この結果、連結売上高907億69百万円（前年同期比2.6%増）、連結営業利益58億1百万円（前年同期比10.5%増）、連結経常利益58億75百万円（前年同期比11.0%増）、連結中間純利益32億56百万円（前年同期比6.9%増）となり、半期ベースで過去最高の売上・利益を更新することができました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### <電気機器事業>

銅価格は史上最高値を更新するなど依然として高値水準にあり、これを主要材料としている電線ケーブル類の販売価格が上昇し、売上高の増加に貢献いたしました。

また、大型施設向けの配分電盤、非常用発電機・電源装置等の販売が堅調に推移し、連結売上高610億51百万円（前年同期比2.5%増）、連結営業利益10億60百万円（前年同期比19.8%増）となりました。

#### <産業機器事業>

当業界の今年度の製品出荷見通しは横ばいと予想されるものの、特定顧客への売上高の大幅な減少により、制御機器、電子部品の販売が総じて低調に推移し、連結売上高118億71百万円（前年同期比7.5%減）、連結営業利益2億79百万円（前年同期比27.4%減）となりました。

#### <空調配管事業>

主力製品である空調配管化粧カバー「スリムダクトシリーズ」の販売については、前年同期の水準を維持する一方で、銅価格の高騰に対応した被覆銅管の販売価格の上昇により売上高が大幅に増加した結果、連結売上高177億36百万円（前年同期比10.8%増）、連結営業利益44億11百万円（前年同期比10.5%増）となりました。

#### (2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて68百万円減少し、151億69百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

#### <営業活動によるキャッシュ・フロー>

営業活動により得られた資金は37億85百万円となりました。これは主に仕入債務の減少（40億5百万円）や法人税等の支払（29億49百万円）等により資金が減少いたしました。また、売上債権の減少（68億27百万円）や税金等調整前中間純利益の計上（56億99百万円）等があったことによるものであります。

<投資活動によるキャッシュ・フロー>

投資活動の結果使用した資金は14億15百万円となりました。これは主に有価証券の償還による収入（11億円）等がありましたが、投資有価証券の取得による支出（24億23百万円）等があったことによるものであります。

<財務活動によるキャッシュ・フロー>

財務活動の結果使用した資金は24億38百万円となりました。これは主に配当金の支払（25億64百万円）等があったことによるものであります。

## 2【生産、商品仕入、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

事業の種類別セグメントのうち、産業機器事業及び空調配管事業が生産活動を行っており、当中間連結会計期間における生産実績を示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前年同期比 (%)
産業機器事業 (百万円)	198	80.6
空調配管事業 (百万円)	17,820	110.9
合計 (百万円)	18,019	110.5

- (注) 1. 金額は、販売価格で表示しております。  
2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 商品仕入実績

当中間連結会計期間における商品仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前年同期比 (%)
電気機器事業 (百万円)	54,463	101.8
産業機器事業 (百万円)	10,251	91.0
空調配管事業 (百万円)	1,655	110.9
その他の事業 (百万円)	75	115.4
合計 (百万円)	66,446	100.2

- (注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 受注状況

事業の種類別セグメントのうち、産業機器事業の一部についてのみ受注生産を行っており、当中間連結会計期間における受注状況を示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
産業機器事業	303	149.0	200	262.6
合計	303	149.0	200	262.6

- (注) 1. 金額は、販売価格で表示しております。  
2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。



#### (4) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前年同期比 (%)
電気機器事業 (百万円)	61,051	102.5
産業機器事業 (百万円)	11,871	92.5
空調配管事業 (百万円)	17,736	110.8
その他の事業 (百万円)	109	123.7
合計 (百万円)	90,769	102.6

- (注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 主要顧客 (総販売実績に対する割合が10%以上) に該当する販売先はありません。  
3. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

### 3 【対処すべき課題】

#### (1) 当面の対処すべき課題の内容等

当中間連結会計期間において、当社グループ (当社及び連結子会社) が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

#### (2) 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針

当社は、平成18年5月17日開催の取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針」 (以下、「本プラン」といいます。) の導入を決議し、平成18年6月16日開催の第58期定時株主総会において本プランの導入について承認を得ております。その概要は以下のとおりであります。

##### <基本方針>

昨今、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大規模買付を強行するといった動きが顕在化しております。かかる大規模買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が買付けの条件等について検討し、あるいは当社取締役会が代替案を策定するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の掲げる条件よりも有利な条件を提示するために買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社株券等の大規模買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、本来、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものであります。

株主の皆様が仮に当社株券等の大規模買付の提案を受けた場合に、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた諸施策の潜在的効果、事業分野・人的ネットワークの有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買付けに応じることの是非をタイムリーかつ適切に判断することは、必ずしも容易ではありません。

こうした事情に鑑み、当社株券等に対する買付行為が行われた際に、買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等による、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えております。

##### <本プラン発動の対象となる買付行為>

当社が発行する株券等について、保有者及びその共同保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け、または、当社が発行する株券等について、公開買付け後の公開買付者の株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けの何れかに該当する買付行為が対象となります。

#### <情報提供とその評価・検討等>

##### ・当社に対する情報提供

大規模買付者等には、大規模買付行為に先立ち、大規模買付者等の名称及び住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、大規模買付行為の概要、並びに、本プランに定められた手続を遵守する旨の誓約を明示した書面（意向表明書）を当社取締役会に提出していただきます。

当社取締役会は、意向表明書を受領した日から10日以内に、大規模買付者等に対して、大規模買付行為に関する情報として当社への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者等には、当該書面に従い、大規模買付行為に関する情報を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社に書面で提供していただきます。

なお、意向表明書の提出があった事実、及び、当社取締役会に提供された大規模買付行為に関する情報その他の大規模買付行為に関連する情報のうち、株主の皆様のご判断のため開示することが妥当であると考えられるものにつきましては適時適切に開示します。

##### ・当社取締役会による情報の評価・検討等

大規模買付者等による情報提供が行われた後、当社取締役会は、これらの情報を評価・検討し、大規模買付者等との買付条件に関する交渉、当該大規模買付行為に対する意見形成、代替案の策定等を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動の是非について、下記記載の特別委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家（公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士等）の助言を得るものとします。

当社取締役会がこれらの評価・検討等を適切に行うために、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株券等の大規模買付行為の場合）または90日間（それ以外の大規模買付行為の場合）の評価期間を設定します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、評価期間終了日までに、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表いたします。

また、当社は、当該決定がなされた場合は、速やかにその旨及び対抗措置発動の際には法令等により定められている事項のほか、当社取締役会が適切と認める事項について当社株主及び投資家の皆様へ開示を行います。

大規模買付者等は、評価期間が経過した後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。

#### <大規模買付行為がなされた場合の対応>

##### ・大規模買付者等が本プランに定める手続を遵守する場合

大規模買付者等が本プランに定める手続を遵守する場合には、当社取締役会が仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は存するものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することはありません。大規模買付者等の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該大規模買付行為の内容並びにそれに対する当社取締役会の意見及び代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者等が本プランに定める手続を遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置の発動を決定することがあります。

##### ・大規模買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合

大規模買付者等が本プランに定める手続を遵守せずに、大規模買付行為を開始した場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、特別委員会の勧告を待たずに対抗措置の発動を決定することができるものとします。対抗措置の具体的な方策は新株予約権の無償割当て等会社法その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める措置のうち、当社取締役会が、特別委員会の意見を最大限尊重して、大規模買付行為に対して相当と認めるものを選択することとします。

#### <特別委員会の概要>

本プランに基づく対抗措置の発動は当社取締役会に属するものでありますが、その合理性・公正性を担保するために、当社は、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。

特別委員会は3名以上の委員により構成され、各委員は、当社取締役会が当社社外取締役、当社社外監査役及び社外の有識者（弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者等）の中から選任します。かかる特別委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。

<具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由>

本プランは、前述のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様の承認を得た上で導入されたものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、取締役会から独立した機関として、特別委員会が設置されており、本プランに基づく対抗措置の発動に際しては、その合理性・公正性を担保するために、特別委員会の評価・検討を行うことが必要とされていること、特別委員会は当社の費用により独立した第三者である専門家の助言を得ることができるものとされていること、当社取締役の任期は1年であり、取締役選任議案において各取締役候補者の本プランに関する賛否を記載することにより、今後の本プランの更新、廃止について、その議案に関する議決権行使を通じて、株主の皆様の意思が反映されるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

#### 4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

## 5【研究開発活動】

当社グループは、住宅空間、商業空間、オフィス空間をはじめ、様々な公共施設に向け、「環境」、「省エネルギー」、「安全」を開発コンセプトに、機能性と美観による環境創造をテーマとして、開発活動に取り組んでおります。

中長期的な経営戦略の柱として、新分野への参入を視野に入れつつ、新製品開発を重点的に推進するとともに、従来分野につきましても製品バリエーションの追加、機能・品質の向上、コスト削減のための製品改良及び製法改善を進めております。

当中間連結会計期間における研究開発費の総額は1億1百万円であり、このうちほぼ全額が空調配管事業に含まれております。

### <空調配管事業>

当社の「技術開発センター」が行っております研究開発は、分野別では次のように分類できます。なかでも近年は防災分野に注力しております。

- ・空調分野 … 家庭用、施設・ビル等の業務用エアコンの室内機と室外機を連結する配管材及びその関連部材
- ・冷凍/冷蔵分野 … 冷凍・冷蔵用配管の保温材及びその関連部材
- ・給水/給湯/排水分野 … 給排水接続配管・給排水管及びその関連部材
- ・防災分野 … 建築基準法・消防法に基づく防火区画における各種の防火措置工法製品及び免震設備関連部材
- ・電材分野 … 電材関連部材

当中間連結会計期間における各分野の研究開発活動の概要は、次のとおりであります。

#### (1) 空調分野

- ① エアコン配管化粧カバー「スリムダクトSD」の高級モデルとして、耐熱性・美観性を向上させたアルミ製スリムダクトを開発いたしました。
- ② パッケージエアコンの室外機の熱交換フィンに水を噴霧し、水の蒸発潜熱を利用してエアコンの冷却効率を高め、室外機からの顕熱を抑制することができる「空調室外機用水噴霧器（エコロータリージェット）」において、水に含有されるスケール成分が熱交換フィンに付着することを低減する防錆効果のある薬剤注入システムを開発いたしました。

#### (2) 給水/給湯/排水分野

今後、急速な普及が見込まれる次世代給湯システム“エコキュート”の配管システム部材として、耐熱性に優れた金属強化ポリエチレン管を使用した「エコイーナシリーズ」を開発いたしました。

#### (3) 防災分野

給水・給湯配管、ケーブル向けの防火区画貫通措置材「耐火スライドスリーブ」において、被覆樹脂管向けを開発いたしました。

## 第3【設備の状況】

### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

### 2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	76,460,000
計	76,460,000

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） （平成19年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成19年12月19日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	25,486,445	25,486,445	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	—
計	25,486,445	25,486,445	—	—

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

（平成16年6月18日定時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年11月30日）
新株予約権の数	1,043個	1,033個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	— 個	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	104,300株（注）1	103,300株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり 260,400円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月19日から 平成22年6月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,604円（注）2 資本組入額 1,302円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使 はできないものとする。 （注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の第三者への 譲渡、質入れその他一切 の処分は認めないものと する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(平成17年6月17日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	3,481個	3,374個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－ 個	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	348,100株 (注) 1	337,400株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり 348,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日から 平成23年6月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 3,480円 (注) 2 資本組入額 1,740円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使 はできないものとする。 (注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の第三者への 譲渡、質入れその他一切 の処分は認めないものと する。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で、付与株式数を調整する。

2. 次の①または②の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

①当社が、発行日以降、当社普通株式の分割または併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社が、発行日以降、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位を有しているものとする。ただし、任期満了による退任、定年による退職の場合はこの限りではない。その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

- (3) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	25,486,445	—	8,120	—	8,328

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
因幡電機産業株式会社	大阪市西区立売堀四丁目11番14号	3,076	12.07
スティーลパートナーズ ジャパン ストラテジックファンド(オフショア)エルピー(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	C/O MORGAN STANLEY FUND SERVICES(CAYMAN)LTD. P. O. BOX 2681 GT, CENTURY YARD 4TH FLOOR, CRICKET SQUARE HUTCHINS DRIVE GEORGE TOWN GRAND CAYMAN, CAYMAN ISLANDS BRITISH WEST INDIES (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,806	7.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	941	3.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	862	3.38
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	798	3.13
因幡電機従業員持株会	大阪市西区立売堀四丁目11番14号	588	2.30
吉川 昌子	奈良県生駒市	404	1.58
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	344	1.35
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号	320	1.25
株式会社日販製作所	大阪市中央区伏見町四丁目2番14号	318	1.24
計	—	9,462	37.12

(注) シュローダー投信投資顧問株式会社から平成18年10月13日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成18年9月30日現在で1,228千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当中間会計期間末時点における実質所有状況の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

大量保有者	シュローダーグループ3社
住所	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
所有株式数	1,228千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合	4.81%

## (6) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 3,076,700	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 22,389,700	223,897	—
単元未満株式	普通株式 20,045	—	一単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	25,486,445	—	—
総株主の議決権	—	223,897	—

(注) 1. 完全議決権株式 (自己株式等) 欄は、全て当社保有の自己株式であります。

2. 完全議決権株式 (その他) には、証券保管振替機構名義の株式が2,300株 (議決権23個) 含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 因幡電機産業株式会社	大阪市西区立売堀 四丁目11番14号	3,076,700	—	3,076,700	12.07
計	—	3,076,700	—	3,076,700	12.07

## 2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	4,260	4,240	4,440	4,320	4,260	4,270
最低 (円)	3,970	3,980	4,200	4,100	3,870	4,050

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて役員の異動はありません。



## 第5【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		13,861		15,169		15,238	
2. 受取手形及び売掛 金	※3	48,858		49,243		56,067	
3. 有価証券		1,108		701		1,406	
4. たな卸資産		7,687		8,031		7,391	
5. 繰延税金資産		931		849		1,481	
6. その他		1,119		1,717		1,033	
7. 貸倒引当金		△148		△73		△81	
流動資産合計		73,418	69.0	75,640	68.9	82,537	71.7
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1						
(1) 建物及び構築物		7,171		6,816		6,990	
(2) 機械装置及び運 搬具		539		541		569	
(3) 工具・器具・備 品		702		605		649	
(4) 土地		11,918		11,913		11,945	
(5) 建設仮勘定		14	20,345	5	19,882	5	20,159
2. 無形固定資産			422		419		415
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		9,857		11,534		9,710	
(2) 繰延税金資産		16		17		14	
(3) その他		2,593		2,702		2,715	
(4) 貸倒引当金		△301	12,166	△397	13,857	△402	12,039
固定資産合計			32,934		34,158		32,614
資産合計			106,352		109,798		115,151
			100.0		100.0		100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1. 支払手形及び買掛金	※3	36,498		35,856		39,861		
2. 未払法人税等		2,081		2,006		3,020		
3. 賞与引当金		1,419		1,419		2,653		
4. 役員賞与引当金		50		64		115		
5. その他		1,436		1,651		1,579		
流動負債合計		41,485	39.0	40,997	37.4	47,230	41.0	
II 固定負債								
1. 繰延税金負債		1,098		866		967		
2. 退職給付引当金		66		71		68		
3. 役員退職慰労引当金		198		195		198		
4. その他		3,106		3,396		3,271		
固定負債合計		4,469	4.2	4,528	4.1	4,505	3.9	
負債合計		45,955	43.2	45,525	41.5	51,736	44.9	
(純資産の部)								
I 株主資本								
1. 資本金		8,120	7.7	8,120	7.4	8,120	7.1	
2. 資本剰余金		8,328	7.8	8,350	7.6	8,328	7.2	
3. 利益剰余金		50,502	47.5	53,909	49.1	53,225	46.2	
4. 自己株式		△8,803	△8.3	△8,205	△7.5	△8,310	△7.2	
株主資本合計		58,148	54.7	62,174	56.6	61,363	53.3	
II 評価・換算差額等								
1. その他有価証券評価差額金		2,209	2.1	2,052	1.9	2,006	1.7	
2. 繰延ヘッジ損益		△1	△0.0	—	—	—	—	
評価・換算差額等合計		2,207	2.1	2,052	1.9	2,006	1.7	
III 少数株主持分								
少数株主持分		40	0.0	45	0.0	45	0.1	
純資産合計		60,397	56.8	64,272	58.5	63,415	55.1	
負債・純資産合計		106,352	100.0	109,798	100.0	115,151	100.0	

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)			
I 売上高	※1		88,475	100.0		90,769	100.0	182,693	100.0	
II 売上原価			74,961	84.7		76,432	84.2	155,851	85.3	
売上総利益			13,513	15.3		14,337	15.8	26,841	14.7	
III 販売費及び一般管理 費			8,263	9.4		8,536	9.4	16,822	9.2	
営業利益			5,250	5.9		5,801	6.4	10,019	5.5	
IV 営業外収益										
1. 受取利息			33			62		91		
2. 受取配当金			73			84		98		
3. 仕入割引			477			494		956		
4. その他			60	645	0.8	57	698	0.8	142	1,289
V 営業外費用										
1. 支払利息		14			21		30			
2. 売上割引		526			560		1,021			
3. その他		62	603	0.7	41	623	0.7	127	1,178	0.7
経常利益			5,292	6.0		5,875	6.5		10,129	5.5
VI 特別利益	※2									
1. 固定資産売却益			10			88		10		
2. 貸倒引当金戻入益			13			7		78		
3. 投資有価証券売却 益		70	94	0.1	6	102	0.1	70	159	0.1
VII 特別損失	※3									
1. 投資有価証券評価 損			—			266		—		
2. 固定資産除売却損			5			10		32		
3. 会員権貸倒引当金 繰入額			3			1		11		
4. 役員退職慰労金			27			—		27		
5. その他		0	36	0.1	—	279	0.3	0	71	0.0
税金等調整前中間 (当期) 純利益			5,351	6.0		5,699	6.3		10,217	5.6
法人税、住民税及 び事業税		2,025			1,944		4,688			
法人税等調整額		273	2,299	2.6	496	2,441	2.7	△267	4,420	2.4
少数株主利益			4	0.0		1	0.0		8	0.0
中間(当期) 純利 益			3,047	3.4		3,256	3.6		5,788	3.2

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	8,120	8,328	49,792	△8,994	57,247
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△2,211		△2,211
役員賞与(注)			△121		△121
中間純利益			3,047		3,047
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分			△4	192	187
株主資本以外の項目の中間連結会計 期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	710	190	901
平成18年9月30日 残高 (百万円)	8,120	8,328	50,502	△8,803	58,148

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	2,593	—	2,593	37	59,878
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					△2,211
役員賞与(注)					△121
中間純利益					3,047
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					187
株主資本以外の項目の中間連結会計 期間中の変動額(純額)	△384	△1	△385	3	△382
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△384	△1	△385	3	518
平成18年9月30日 残高 (百万円)	2,209	△1	2,207	40	60,397

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日 残高 (百万円)	8,120	8,328	53,225	△8,310	61,363
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△2,572		△2,572
中間純利益			3,256		3,256
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		21		105	127
株主資本以外の項目の中間連結会計 期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	21	683	104	810
平成19年9月30日 残高 (百万円)	8,120	8,350	53,909	△8,205	62,174

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日 残高 (百万円)	2,006	2,006	45	63,415
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当				△2,572
中間純利益				3,256
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				127
株主資本以外の項目の中間連結会計 期間中の変動額（純額）	46	46	0	46
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	46	46	0	857
平成19年9月30日 残高 (百万円)	2,052	2,052	45	64,272

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	8,120	8,328	49,792	△8,994	57,247
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)			△2,211		△2,211
役員賞与(注)			△121		△121
当期純利益			5,788		5,788
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分			△23	688	664
株主資本以外の項目の連結会計年度 中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	3,432	683	4,116
平成19年3月31日 残高 (百万円)	8,120	8,328	53,225	△8,310	61,363

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	2,593	2,593	37	59,878
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当(注)				△2,211
役員賞与(注)				△121
当期純利益				5,788
自己株式の取得				△4
自己株式の処分				664
株主資本以外の項目の連結会計年度 中の変動額(純額)	△587	△587	7	△579
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△587	△587	7	3,537
平成19年3月31日 残高 (百万円)	2,006	2,006	45	63,415

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フ ロー				
税金等調整前中間 (当期) 純 利益		5,351	5,699	10,217
減価償却費		481	451	1,014
退職給付引当金の増減額		△5	2	△3
役員退職慰労引当金の減少額		△99	△3	△99
賞与引当金の増減額		△582	△1,233	650
役員賞与引当金の増減額		50	△51	115
受取利息及び受取配当金		△107	△146	△190
支払利息		14	21	30
役員賞与の支払額		△121	—	△121
売上債権の増減額		1,967	6,827	△5,332
たな卸資産の増加額		△1,223	△640	△927
仕入債務の増減額		△1,507	△4,005	1,855
未払消費税等の増減額		94	△70	196
預り保証金の増加額		164	124	329
その他資産負債の増減額		73	△537	41
その他		△104	169	△52
小計		4,444	6,609	7,724
利息及び配当金の受取額		117	155	206
利息の支払額		△26	△30	△26
法人税等の支払額		△1,471	△2,949	△3,204
営業活動によるキャッシュ・フ ロー		3,063	3,785	4,699



		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フ ロー				
有価証券の償還による収入		—	1,100	—
有形固定資産の取得による支 出		△236	△210	△537
有形固定資産の売却による収 入		110	140	141
投資有価証券の取得による支 出		△900	△2,423	△1,605
投資有価証券の償還による収 入		500	—	700
投資有価証券の売却による収 入		147	12	148
その他		△180	△34	△136
投資活動によるキャッシュ・フ ロー		△557	△1,415	△1,288
III 財務活動によるキャッシュ・フ ロー				
自己株式の取得による支出		△1	△0	△4
ストックオプションの権利行 使に伴う自己株式の売却によ る収入		187	127	664
配当金の支払額		△2,206	△2,564	△2,208
少数株主への配当金の支払額		△0	△0	△0
その他		—	0	—
財務活動によるキャッシュ・フ ロー		△2,021	△2,438	△1,548
IV 現金及び現金同等物の増減額		485	△68	1,862
V 現金及び現金同等物の期首残高		13,376	15,238	13,376
VI 現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高		13,861	15,169	15,238

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 5社 連結子会社は、以下の5社であります。</p> <p>1. 日本オートメ(株) 2. イナバエンジニアリング(株) 3. アイティエフ(株) 4. イナバビジネスサービス(株) 5. 東光電機産業(株)</p> <p>(2) 非連結子会社の数 1社 INABA DENKO (MALAYSIA) SDN. BHD.</p> <p>(連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 5社 連結子会社は、以下の5社であります。</p> <p>1. 日本オートメ(株) 2. イナバエンジニアリング(株) 3. アイティエフ(株) 4. イナバビジネスサービス(株) 5. 東光電機産業(株)</p> <p>(2) 非連結子会社の数 2社 INABA DENKO (MALAYSIA) SDN. BHD. (株)山根電業社</p> <p>(連結の範囲から除いた理由) 同左</p>	<p>(1) 連結子会社の数 5社 連結会社は、以下の5社であります。</p> <p>1. 日本オートメ(株) 2. イナバエンジニアリング(株) 3. アイティエフ(株) 4. イナバビジネスサービス(株) 5. 東光電機産業(株)</p> <p>(2) 非連結子会社の数 2社 INABA DENKO (MALAYSIA) SDN. BHD. (株)山根電業社</p> <p>(連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の会社名 INABA DENKO (MALAYSIA) SDN. BHD. NISHIDEN (MALAYSIA) SDN. BHD.</p> <p>(持分法を適用しない理由) 持分法非適用会社は、中間連結純損益及び中間連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、持分法の適用から除外しております。</p>	<p>持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の会社名 INABA DENKO (MALAYSIA) SDN. BHD. (株)山根電業社 NISHIDEN (MALAYSIA) SDN. BHD.</p> <p>(持分法を適用しない理由) 持分法非適用会社は、中間連結純損益（持分に見合う額）及び中間連結利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。</p>	<p>持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の会社名 INABA DENKO (MALAYSIA) SDN. BHD. (株)山根電業社 NISHIDEN (MALAYSIA) SDN. BHD.</p> <p>(持分法を適用しない理由) 持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。</p>
3. 連結子会社の中間決算日（決算日）等に関する事項	<p>すべての連結子会社の中間期の末日は、中間連結決算日と一致しております。</p>	<p>同左</p>	<p>すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p>	<p>① 有価証券          其他有価証券          時価のあるもの          …中間期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）          時価のないもの          …移動平均法による原価法</p> <p>② たな卸資産          商品          …主として移動平均法による原価法          製品・原材料          …主として総平均法による原価法</p> <p>① 有形固定資産          定率法によっております。          ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。          なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。          建物及び構築物          ……13年～50年          機械装置及び運搬具          ……4年～15年          工具・器具・備品          ……2年～20年</p> <p>② 無形固定資産          自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>① 有価証券          其他有価証券          時価のあるもの          … 同左</p> <p>時価のないもの          … 同左</p> <p>② たな卸資産          同左</p> <p>① 有形固定資産          同左</p> <p>② 無形固定資産          同左</p>	<p>① 有価証券          其他有価証券          時価のあるもの          …期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）          時価のないもの          … 同左</p> <p>② たな卸資産          同左</p> <p>① 有形固定資産          同左</p> <p>② 無形固定資産          同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p> <p>③ 役員賞与引当金 当社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額のうち当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、主として当中間連結会計期間末における退職給付債務見込額及び年金資産の額に基づき、計上しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金制度は平成16年6月18日をもって廃止いたしました。「役員退職慰労引当金」は、制度適用期間中から在任している役員に対する制度廃止日時点までの期間に対応した支給予定額であります。</p>	<p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 役員賞与引当金 同左</p> <p>④ 退職給付引当金 同左</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>③ 役員賞与引当金 当社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務見込額及び年金資産の額に基づき計上しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 同左</p>
(4) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(5) 重要なヘッジ会計の方法	<p>① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ取引 ヘッジ対象…有価証券</p> <p>③ ヘッジ方針 有価証券の金利変動によるリスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象について、キャッシュ・フローの変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。</p>	<p>—————</p>	<p>① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ取引 ヘッジ対象…有価証券</p> <p>③ ヘッジ方針 有価証券の金利変動によるリスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象について、キャッシュ・フローの変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。</p>
(6) その他中間連結財務諸表（連結財務諸表）作成のための重要な事項	消費税等の処理 税抜方式によっております。	消費税等の処理 同左	消費税等の処理 同左
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から満期日または償還日までの期間が3ヶ月以内の短期投資からなっております。	同左	同左

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(役員賞与に関する会計基準) 当中間連結会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。 これによる当中間連結会計期間の損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p>	<p>(役員賞与に関する会計基準) 当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。 これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は60,357百万円であります。 なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は63,370百万円であります。 なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>
<p>—————</p>	<p>(有形固定資産の減価償却方法の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 この変更による当中間連結会計期間の損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度 (平成19年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、9,791百万円であります。</p> <p>2 受取手形裏書譲渡高 1,458百万円 受取手形割引高 78百万円</p> <p>※3 中間連結会計期間末日満期手形 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が中間連結会計期間末残高に含まれております。</p> <p>受取手形 1,807百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、10,101百万円であります。</p> <p>2 受取手形裏書譲渡高 1,585百万円 受取手形割引高 42百万円</p> <p>※3 中間連結会計期間末日満期手形 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が中間連結会計期間末残高に含まれております。</p> <p>受取手形 2,035百万円 支払手形 0百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、9,929百万円であります。</p> <p>2 受取手形裏書譲渡高 1,474百万円 受取手形割引高 163百万円</p> <p>※3 連結会計年度末日満期手形 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。</p> <p>受取手形 1,848百万円 支払手形 0百万円</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
<p>※1 販売費及び一般管理費の主要費目及び金額</p> <p>報酬・給与・諸手当 2,831百万円 賞与引当金繰入額 1,324百万円 役員賞与引当金繰入額 50百万円 退職給付引当金繰入額 3百万円 荷造運賃 1,056百万円</p> <p>※2 固定資産売却益の内訳</p> <p>機械装置及び運搬具 0百万円 土地 10百万円 合計 10百万円</p> <p>※3 固定資産除売却損の内訳</p> <p>建物及び構築物 1百万円 機械装置及び運搬具 3百万円 工具・器具・備品 0百万円 無形固定資産 0百万円 (電話加入権) 合計 5百万円</p>	<p>※1 販売費及び一般管理費の主要費目及び金額</p> <p>報酬・給与・諸手当 2,943百万円 賞与引当金繰入額 1,333百万円 役員賞与引当金繰入額 64百万円 荷造運賃 1,067百万円</p> <p>※2 固定資産売却益の内訳</p> <p>建物及び構築物 △16百万円 機械装置及び運搬具 0百万円 工具・器具・備品 △0百万円 土地 109百万円 売却関連費用 △5百万円 合計 88百万円</p> <p>※3 固定資産除売却損の内訳</p> <p>建物及び構築物 1百万円 機械装置及び運搬具 1百万円 工具・器具・備品 7百万円 合計 10百万円</p>	<p>※1 販売費及び一般管理費の主要費目及び金額</p> <p>報酬・給与・諸手当 6,163百万円 賞与引当金繰入額 2,498百万円 役員賞与引当金繰入額 115百万円 荷造運賃 1,967百万円</p> <p>※2 固定資産売却益の内訳</p> <p>建物及び構築物 △3百万円 機械装置及び運搬具 0百万円 工具・器具・備品 △0百万円 土地 17百万円 売却関連費用 △3百万円 合計 10百万円</p> <p>※3 固定資産除売却損の内訳</p> <p>建物及び構築物 8百万円 機械装置及び運搬具 12百万円 工具・器具・備品 12百万円 土地 △2百万円 無形固定資産 0百万円 (電話加入権) 売却関連費用 1百万円 合計 32百万円</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	25,486	—	—	25,486
合計	25,486	—	—	25,486
自己株式				
普通株式(注)1,2	3,373	0	72	3,301
合計	3,373	0	72	3,301

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少72千株は、ストックオプションの権利行使に伴う自己株式の交付による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月16日 定時株主総会	普通株式	2,211	100	平成18年3月31日	平成18年6月16日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	25,486	—	—	25,486
合計	25,486	—	—	25,486
自己株式				
普通株式(注)1,2	3,116	0	39	3,076
合計	3,116	0	39	3,076

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少39千株は、ストックオプションの権利行使に伴う自己株式の交付による減少39千株、単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	2,572	115	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの該当事項はありません。



前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度増加 株式数（千株）	当連結会計年度減少 株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	25,486	—	—	25,486
合計	25,486	—	—	25,486
自己株式				
普通株式（注）1, 2	3,373	1	258	3,116
合計	3,373	1	258	3,116

（注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少258千株は、ストックオプションの権利行使に伴う自己株式の交付による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成18年6月16日 定時株主総会	普通株式	2,211	100	平成18年3月31日	平成18年6月16日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	2,572	利益剰余金	115	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 （自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）	当中間連結会計期間 （自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）	前連結会計年度 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係  （平成18年9月30日現在）	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係  （平成19年9月30日現在）	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係  （平成19年3月31日現在）
現金及び預金勘定 13,861百万円	現金及び預金勘定 15,169百万円	現金及び預金勘定 15,238百万円
現金及び現金同等物 13,861百万円	現金及び現金同等物 15,169百万円	現金及び現金同等物 15,238百万円

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)				当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)				前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械装置及び運搬具	10	10	0	機械装置及び運搬具	3	0	2	機械装置及び運搬具	6	3	3
工具・器具・備品	88	72	16	工具・器具・備品	30	26	4	工具・器具・備品	51	43	8
無形固定資産	463	185	278	無形固定資産	463	278	185	無形固定資産	463	231	231
合計	563	267	295	合計	497	305	192	合計	521	278	243
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額				(2) 未経過リース料中間期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
1年内 105百万円				1年内 97百万円				1年内 100百万円			
1年超 189百万円				1年超 94百万円				1年超 142百万円			
合計 295百万円				合計 192百万円				合計 243百万円			
(注) 取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額の算定は、有形固定資産の中間期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。				(注) 同左				(注) 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。			
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額				(3) 支払リース料及び減価償却費相当額				(3) 支払リース料及び減価償却費相当額			
支払リース料 58百万円				支払リース料 51百万円				支払リース料 115百万円			
減価償却費相当額 58百万円				減価償却費相当額 51百万円				減価償却費相当額 115百万円			
(4) 減価償却費相当額の算定方法				(4) 減価償却費相当額の算定方法				(4) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左				同左			

(有価証券関係)

前中間連結会計期間

1. その他有価証券で時価のあるもの

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		
	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	2,575	6,317	3,742
(2) 債券			
社債	2,031	2,026	△5
その他	1,302	1,286	△15
(3) その他	—	—	—
合計	5,908	9,630	3,721

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	
	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	
その他有価証券		
非上場株式		217
優先出資証券		1,100

当中間連結会計期間

1. その他有価証券で時価のあるもの

	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		
	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	5,136	8,615	3,479
(2) 債券			
社債	1,010	1,007	△2
その他	1,200	1,181	△18
(3) その他	—	—	—
合計	7,347	10,805	3,457

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	当中間連結会計期間末（平成19年9月30日）
	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	212
優先出資証券	1,100

（注）当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について263百万円減損処理を行っております。また、時価のない株式については3百万円減損処理を行っております。

前連結会計年度

1. その他有価証券で時価のあるもの

	前連結会計年度末（平成19年3月31日）		
	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	差額（百万円）
(1) 株式	2,980	6,381	3,401
(2) 債券			
社債	2,020	2,016	△4
その他	1,300	1,283	△16
(3) その他	—	—	—
合計	6,300	9,680	3,379

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	前連結会計年度末（平成19年3月31日）
	連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	218
優先出資証券	1,100

## (デリバティブ取引関係)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1. 取引の状況に関する事項</p> <p>(1) 取引の内容</p> <p>(2) 取引に対する取組方針</p> <p>(3) 取引の利用目的</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制</p> <p>2. 取引の時価等に関する事項</p>	<p>金利スワップ取引であります。</p> <p>デリバティブ取引は、将来の金利変動によるリスクをヘッジする為に利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>デリバティブ取引は有価証券の金利変動によるリスクをヘッジする為に利用しております。</p> <p>また、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。</p> <p>① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ取引 ヘッジ対象…有価証券</p> <p>③ ヘッジ方針 有価証券の金利変動によるリスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象について、キャッシュ・フローの変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。</p> <p>金利スワップ取引は、市場金利の変動によるリスクを有しております。なお、取引の相手先は信用度の高い国内の金融機関であり、信用リスクはほとんどないと認識しております。</p> <p>デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を決めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。</p> <p>ヘッジ会計を適用しておりますので該当事項はありません。</p>	<p>—————</p> <p>デリバティブ取引を全く利用していません。</p>	<p>金利スワップ取引であります。</p> <p>デリバティブ取引は、将来の金利変動によるリスクをヘッジする為に利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>デリバティブ取引は有価証券の金利変動によるリスクをヘッジする為に利用しております。</p> <p>また、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。</p> <p>① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ取引 ヘッジ対象…有価証券</p> <p>③ ヘッジ方針 有価証券の金利変動によるリスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象について、キャッシュ・フローの変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。</p> <p>金利スワップ取引は、市場金利の変動によるリスクを有しております。なお、取引の相手先は信用度の高い国内の金融機関であり、信用リスクはほとんどないと認識しております。</p> <p>デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を決めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。</p> <p>期末残高がないため該当事項はありません。</p>

(ストックオプション等関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当連結会計年度において存在したストックオプションの内容

	平成15年 ストックオプション	平成16年 ストックオプション	平成17年 ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 12名 当社従業員 41名 当社子会社取締役 10名	当社取締役 10名 当社従業員 167名 当社子会社取締役 11名	当社取締役 10名 当社従業員 169名 当社子会社取締役 12名
株式の種類別のストックオプションの数 (注) 1	普通株式 284,000株	普通株式 385,000株	普通株式 391,000株
付与日	平成15年8月5日	平成16年8月10日	平成17年8月10日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	平成15年8月5日から 平成17年6月20日まで	平成16年8月10日から 平成18年6月18日まで	平成17年8月10日から 平成19年6月17日まで
権利行使期間	平成17年6月21日から 平成21年6月20日まで	平成18年6月19日から 平成22年6月18日まで	平成19年6月18日から 平成23年6月17日まで
権利行使価格 (円)	1,578	2,604	3,480
付与日における公正な評価 単価 (円)	—	—	—

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利行使時において、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位を有しているものとする。ただし、任期満了による退任、定年による退職の場合はこの限りではない。その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	電気機器事業 (百万円)	産業機器事業 (百万円)	空調配管事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	59,552	12,828	16,006	88	88,475	—	88,475
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	151	345	1,322	112	1,931	△1,931	—
計	59,703	13,173	17,329	201	90,407	△1,931	88,475
営業費用	58,817	12,788	13,337	198	85,142	△1,917	83,224
営業利益	885	385	3,991	2	5,264	△13	5,250

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、商品・製品の種類別区分によっております。

2. 各区分に属する主要な商品・製品の名称

事業区分	主要商品・製品
電気機器事業	電線ケーブル類、照明器具、配分電盤、通信機器等
産業機器事業	センサー、F A機器、電子機器等
空調配管事業	ペアコイル、スリムダクト、耐火プラグ等
その他の事業	不動産管理サービス、旅行取次業サービス等

3. 営業費用のうち消去又は全社の項目を含めた配賦不能営業費用の金額は、58百万円であり、その主なものは当社の管理本部に係る費用であります。

4. 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 役員賞与に関する会計基準」に記載の通り、当中間連結会計期間から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。

この変更がセグメント損益に与える影響は軽微であります。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	電気機器事業 (百万円)	産業機器事業 (百万円)	空調配管事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	61,051	11,871	17,736	109	90,769	—	90,769
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	153	364	1,485	107	2,110	△2,110	—
計	61,205	12,236	19,221	216	92,880	△2,110	90,769
営業費用	60,144	11,956	14,810	203	87,115	△2,146	84,968
営業利益	1,060	279	4,411	13	5,764	36	5,801

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、商品・製品の種類別区分によっております。

2. 各区分に属する主要な商品・製品の名称

事業区分	主要商品・製品
電気機器事業	電線ケーブル類、照明器具、配分電盤、通信機器等
産業機器事業	センサー、F A機器、電子機器等
空調配管事業	ペアコイル、スリムダクト、耐火プラグ等
その他の事業	不動産管理サービス、旅行取次業サービス等

3. 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 有形固定資産の減価償却方法の変更」に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更がセグメント損益に与える影響は軽微であります。



前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	電気機器事業 (百万円)	産業機器事業 (百万円)	空調配管事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	129,613	25,087	27,844	147	182,693	—	182,693
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	312	712	2,444	299	3,769	△3,769	—
計	129,926	25,800	30,288	447	186,463	△3,769	182,693
営業費用	127,327	25,116	23,546	443	176,435	△3,760	172,674
営業利益	2,598	683	6,741	3	10,028	△9	10,019

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、商品・製品の種類別区分によっております。

2. 各区分に属する主要な商品・製品の名称

事業区分	主要商品・製品
電気機器事業	電線ケーブル類、照明器具、配分電盤、通信機器等
産業機器事業	センサー、FA機器、電子機器等
空調配管事業	ペアコイル、スリムダクト、耐火プラグ等
その他の事業	不動産管理サービス、旅行取次業サービス等

3. 営業費用のうち消去又は全社の項目を含めた配賦不能営業費用の金額は、91百万円であり、その主なものは当社の管理本部に係る費用であります。

4. 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 役員賞与に関する会計基準」に記載のとおり、当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しております。

この変更がセグメント損益に与える影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店はないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店はないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店はないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 2,720円61銭	1株当たり純資産額 2,866円 5銭	1株当たり純資産額 2,832円80銭
1株当たり中間純利益 金額 137円64銭	1株当たり中間純利益 金額 145円48銭	1株当たり当期純利益 金額 260円77銭
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額 136円59銭	潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額 144円82銭	潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額 258円98銭

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	3,047	3,256	5,788
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
(うち利益処分による役員賞与金)	(—)	(—)	(—)
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	3,047	3,256	5,788
期中平均株式数(千株)	22,139	22,384	22,197
潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(百万円)	—	—	—
普通株式増加数(千株)	170	102	154
(うち新株予約権)	(170)	(102)	(154)
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり中間(当期)純利益 の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—	—

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## (2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2【中間財務諸表等】

### (1)【中間財務諸表】

#### ①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1. 現金及び預金		13,520		14,812		14,957		
2. 受取手形	※3	19,131		18,978		19,845		
3. 売掛金		29,121		29,687		35,490		
4. 有価証券		1,108		701		1,406		
5. たな卸資産		7,456		7,759		7,099		
6. その他		2,028		2,548		2,483		
7. 貸倒引当金		△137		△57		△65		
流動資産合計		72,229	68.7	74,430	68.6	81,216	71.4	
II 固定資産								
1. 有形固定資産	※1							
(1) 建物		6,941		6,606		6,769		
(2) 土地		11,443		11,438		11,470		
(3) その他		1,390		1,266		1,347		
有形固定資産合計		19,775		19,311		19,587		
2. 無形固定資産		417		414		411		
3. 投資その他の資産								
(1) 投資有価証券		10,122		11,794		9,968		
(2) その他		2,811		2,897		2,996		
(3) 貸倒引当金		△292		△395		△393		
投資その他の資産 合計		12,641		14,296		12,570		
固定資産合計		32,834	31.3	34,023	31.4	32,569	28.6	
資産合計		105,064	100.0	108,453	100.0	113,786	100.0	
(負債の部)								
I 流動負債								
1. 支払手形		13,384		12,185		13,243		
2. 買掛金		22,949		23,435		26,365		
3. 未払法人税等		2,066		1,999		2,984		
4. 賞与引当金		1,382		1,373		2,586		
5. 役員賞与引当金		50		64		115		
6. その他		1,353		1,631		1,593		
流動負債合計		41,185	39.2	40,688	37.5	46,888	41.2	
II 固定負債								
1. 役員退職慰労引当 金		195		192		195		
2. その他		3,929		3,987		3,960		
固定負債合計		4,125	3.9	4,179	3.9	4,156	3.7	
負債合計		45,311	43.1	44,868	41.4	51,045	44.9	

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		8,120	7.8	8,120	7.5	8,120	7.1
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		8,328		8,328		8,328	
(2) その他資本剰余金		—		21		—	
資本剰余金合計		8,328	7.9	8,350	7.7	8,328	7.3
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		807		807		807	
(2) その他利益剰余金							
別途積立金		35,500		35,500		35,500	
繰越利益剰余金		13,618		16,987		16,318	
利益剰余金合計		49,925	47.5	53,294	49.1	52,625	46.3
4 自己株式		△8,803	△8.4	△8,205	△7.6	△8,310	△7.3
株主資本合計		57,571	54.8	61,559	56.7	60,764	53.4
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券評価差額金		2,183	2.1	2,025	1.9	1,976	1.7
2 繰延ヘッジ損益		△1	△0.0	—	—	—	—
評価・換算差額等合計		2,182	2.1	2,025	1.9	1,976	1.7
純資産合計		59,753	56.9	63,585	58.6	62,741	55.1
負債・純資産合計		105,064	100.0	108,453	100.0	113,786	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			87,486	100.0		89,684	100.0		180,587	100.0
II 売上原価			74,350	85.0		75,758	84.5		154,549	85.6
売上総利益			13,136	15.0		13,926	15.5		26,038	14.4
III 販売費及び一般管理 費			7,939	9.1		8,172	9.1		16,139	8.9
営業利益			5,196	5.9		5,754	6.4		9,899	5.5
IV 営業外収益										
1. 受取利息		26			55		75			
2. 仕入割引		471			487		942			
3. その他		169	667	0.8	178	721	0.8	311	1,329	0.7
V 営業外費用										
1. 支払利息		14			21		30			
2. 売上割引		527			561		1,024			
3. その他		64	606	0.7	45	629	0.7	130	1,184	0.6
経常利益			5,256	6.0		5,846	6.5		10,043	5.6
VI 特別利益			90	0.1		102	0.1		160	0.1
VII 特別損失			36	0.0		279	0.3		71	0.1
税引前中間(当期) 純利益			5,311	6.1		5,669	6.3		10,132	5.6
法人税、住民税及 び事業税		2,011			1,939		4,643			
法人税等調整額		273	2,284	2.6	489	2,428	2.7	△257	4,386	2.4
中間(当期)純利 益			3,026	3.5		3,241	3.6		5,746	3.2

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金				利益 剰余金 合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日 残高 (百万円)	8,120	8,328	8,328	807	35,500	12,928	49,235	△8,994	56,690
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当(注)						△2,211	△2,211		△2,211
役員賞与(注)						△121	△121		△121
中間純利益						3,026	3,026		3,026
自己株式の取得								△1	△1
自己株式の処分						△4	△4	192	187
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純 額)									
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	-	-	-	-	-	690	690	190	881
平成18年9月30日 残高 (百万円)	8,120	8,328	8,328	807	35,500	13,618	49,925	△8,803	57,571

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	2,560	-	2,560	59,250
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)				△2,211
役員賞与(注)				△121
中間純利益				3,026
自己株式の取得				△1
自己株式の処分				187
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純 額)	△377	△1	△378	△378
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△377	△1	△378	502
平成18年9月30日 残高 (百万円)	2,183	△1	2,182	59,753

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金				
平成19年3月31日 残高 (百万円)	8,120	8,328	—	8,328	807	35,500	16,318	52,625	△8,310	60,764
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当							△2,572	△2,572		△2,572
中間純利益							3,241	3,241		3,241
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分			21	21					105	127
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純 額）										
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	21	21	—	—	668	668	104	795
平成19年9月30日 残高 (百万円)	8,120	8,328	21	8,350	807	35,500	16,987	53,294	△8,205	61,559

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日 残高 (百万円)	1,976	1,976	62,741
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当			△2,572
中間純利益			3,241
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			127
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純 額）	48	48	48
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	48	48	843
平成19年9月30日 残高 (百万円)	2,025	2,025	63,585

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日 残高 (百万円)	8,120	8,328	8,328	807	35,500	12,928	49,235	△8,994	56,690
事業年度中の変動額									
剰余金の配当(注)						△2,211	△2,211		△2,211
役員賞与(注)						△121	△121		△121
当期純利益						5,746	5,746		5,746
自己株式の取得								△4	△4
自己株式の処分						△23	△23	688	664
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計 (百万円)	-	-	-	-	-	3,390	3,390	683	4,074
平成19年3月31日 残高 (百万円)	8,120	8,328	8,328	807	35,500	16,318	52,625	△8,310	60,764

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	2,560	2,560	59,250
事業年度中の変動額			
剰余金の配当(注)			△2,211
役員賞与(注)			△121
当期純利益			5,746
自己株式の取得			△4
自己株式の処分			664
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△583	△583	△583
事業年度中の変動額合計 (百万円)	△583	△583	3,490
平成19年3月31日 残高 (百万円)	1,976	1,976	62,741

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。



中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 …移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの …中間期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの …移動平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産 商品 … 移動平均法による原価法 製品 … 総平均法による原価法 原材料 … 総平均法による原価法 貯蔵品 … 最終仕入原価法</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 … 同左 その他有価証券 時価のあるもの … 同左  時価のないもの … 同左</p> <p>(2) たな卸資産 同左</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 … 同左 その他有価証券 時価のあるもの …期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの … 同左</p> <p>(2) たな卸資産 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 …… 13年～50年 機械装置 … 4年～15年 工具器具備品 … 2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当中間期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額のうち当中間期負担額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰勞引当金 役員退職慰勞金制度は平成16年6月18日をもって廃止いたしました。「役員退職慰勞引当金」は、制度適用期間中から在任している役員に対する制度廃止日時点までの期間に対応した支給予定額であります。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰勞引当金 同左</p>	<p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰勞引当金 同左</p>
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
5. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ取引 ヘッジ対象…有価証券</p> <p>(3) ヘッジ方針 有価証券の金利変動によるリスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象について、キャッシュ・フローの変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。</p>	———	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ取引 ヘッジ対象…有価証券</p> <p>(3) ヘッジ方針 有価証券の金利変動によるリスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象について、キャッシュ・フローの変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。</p>
6. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。</p> <p>これによる当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p>	<p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。</p> <p>これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は59,754百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は62,741百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>
<p>—————</p>	<p>(有形固定資産の減価償却方法の変更)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>この変更による当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期末 (平成18年9月30日)	当中間会計期末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">9,709百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">10,012百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">9,844百万円</p>
<p>2 受取手形裏書譲渡高 1,390百万円</p> <p>受取手形割引高 78百万円</p>	<p>2 受取手形裏書譲渡高 1,532百万円</p> <p>受取手形割引高 42百万円</p>	<p>2 受取手形裏書譲渡高 1,411百万円</p> <p>受取手形割引高 163百万円</p>
<p>※3 中間期末日満期手形</p> <p>中間期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間期末日満期手形が中間期末残高に含まれております。</p> <p>受取手形 1,801百万円</p>	<p>※3 中間期末日満期手形</p> <p>中間期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間期末日満期手形が中間期末残高に含まれております。</p> <p>受取手形 2,021百万円</p>	<p>※3 期末日満期手形</p> <p>期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。</p> <p>受取手形 1,836百万円</p>

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
減価償却実施額		減価償却実施額		減価償却実施額	
有形固定資産	415百万円	有形固定資産	382百万円	有形固定資産	872百万円
無形固定資産	58百万円	無形固定資産	60百万円	無形固定資産	126百万円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数 (千株)	当中間会計期間減少 株式数 (千株)	当中間会計期間末株 式数 (千株)
普通株式 (注) 1, 2	3,373	0	72	3,301
合計	3,373	0	72	3,301

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少72千株は、ストックオプションの権利行使に伴う自己株式の交付による減少であります。

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数 (千株)	当中間会計期間減少 株式数 (千株)	当中間会計期間末株 式数 (千株)
普通株式 (注) 1, 2	3,116	0	39	3,076
合計	3,116	0	39	3,076

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少39千株は、ストックオプションの権利行使に伴う自己株式の交付による減少39千株、単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加株式 数 (千株)	当事業年度減少株式 数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
普通株式 (注) 1, 2	3,373	1	258	3,116
合計	3,373	1	258	3,116

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少258千株は、ストックオプションの権利行使に伴う自己株式の交付による減少であります。

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産その他</td> <td>88</td> <td>72</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>463</td> <td>185</td> <td>278</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>552</td> <td>257</td> <td>294</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	有形固定資産その他	88	72	16	無形固定資産	463	185	278	合計	552	257	294	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産その他</td> <td>33</td> <td>27</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>463</td> <td>278</td> <td>185</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>497</td> <td>305</td> <td>192</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	有形固定資産その他	33	27	6	無形固定資産	463	278	185	合計	497	305	192	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産その他</td> <td>54</td> <td>43</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>463</td> <td>231</td> <td>231</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>518</td> <td>274</td> <td>243</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	有形固定資産その他	54	43	11	無形固定資産	463	231	231	合計	518	274	243
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																															
有形固定資産その他	88	72	16																																															
無形固定資産	463	185	278																																															
合計	552	257	294																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																															
有形固定資産その他	33	27	6																																															
無形固定資産	463	278	185																																															
合計	497	305	192																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																															
有形固定資産その他	54	43	11																																															
無形固定資産	463	231	231																																															
合計	518	274	243																																															
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 104百万円 1年超 189百万円 合計 294百万円	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 97百万円 1年超 94百万円 合計 192百万円	(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 100百万円 1年超 142百万円 合計 243百万円																																																
(注) 取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額の算定は、有形固定資産の中間期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。	(注) 同左	(注) 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。																																																
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 57百万円 減価償却費相当額 57百万円	(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 51百万円 減価償却費相当額 51百万円	(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 113百万円 減価償却費相当額 113百万円																																																
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																

## (有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

## (1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 2,693円42銭	1株当たり純資産額 2,837円39銭	1株当たり純資産額 2,804円68銭
1株当たり中間純利益金額 136円72銭	1株当たり中間純利益金額 144円80銭	1株当たり当期純利益金額 258円87銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 135円68銭	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 144円14銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 257円9銭

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	3,026	3,241	5,746
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
(うち利益処分による役員賞与金)	(—)	(—)	(—)
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	3,026	3,241	5,746
期中平均株式数(千株)	22,139	22,384	22,197
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(百万円)	—	—	—
普通株式増加数(千株)	170	102	154
(うち新株予約権)	(170)	(102)	(154)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—	—

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## (2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第59期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月25日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成19年10月11日関東財務局長に提出。

事業年度（第59期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月20日

因幡電機産業株式会社

取締役会 御中

## 監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 川崎 洋文 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 朝喜 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている因幡電機産業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、因幡電機産業株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月18日

因幡電機産業株式会社

取締役会 御中

## 監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大西 寛文 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 朝喜 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている因幡電機産業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、因幡電機産業株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月20日

因幡電機産業株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 川崎 洋文 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 朝喜 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている因幡電機産業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第59期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、因幡電機産業株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月18日

因幡電機産業株式会社

取締役会 御中

## 監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大西 寛文 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 朝喜 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている因幡電機産業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第60期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、因幡電機産業株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。